

## 組合員資格得喪通知書

下記事項により組合員資格が得喪したので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。  
なお、権利義務の承継に係る賦課金等（年賦及び滞納賦課金、過怠金、転用決済金等）は、  
得喪者で確認し協議の結果、資格取得者が定款の定めるところにより支払うことを確約致します。

平成 年 月 日

資格喪失者 住 所

氏 名

印

資格取得者 住 所

氏 名

印

生年月日

大正・昭和・平成

年

月

日

電話番号

—

—

中勢用水土地改良区理事長 殿

記

### 1、資格得喪の対象たる土地

市	大字	小字	地番	地目	用途	地積 m <sup>2</sup>	備考

※ 相続等で全ての農地が対象になる場合は、「全筆」と記入下さい。5筆を超える場合は裏面に記入下さい。

### 2、資格得喪の原因及びその時期

原 因

相続、売買、経営移譲、小作契約、小作解除、住所変更

その他( )

時 期

平成

年

月

日

1、資格得喪の対象たる土地 (つづき)

市	大字	小字	地番	地目	用途	地積㎡	備考

〈通信欄〉

〈土地改良区使用欄〉

受付	係	係長	課長	確認事項
⑩				1) 土地原簿の更新 2) 組合員名簿の更新 3) 滞納金確認 4) 徴収異動(通知) (通知の要・不要)